

国立大学法人東京外国語大学学生相談室規程

〔平成23年 3月29日
規則 第15号〕

改正 平成24年 3月27日規則第81号 平成25年 7月23日規則第43号
平成27年 3月24日規則第60号 平成31年 3月 7日規則第85号

(設置)

第1条 東京外国語大学（以下「本学」という。）に、学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 相談室は、本学学生の修学、日常生活、将来及び心身の健康等の学生の生活・学習上の問題に関する相談並びに関連する支援と対策を行う。

(学生相談室員)

第3条 相談室に学生相談室員（以下「相談室員」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 学長の指名する副学長 1名

(2) 言語文化学部、国際社会学部、国際日本学部及び大学院総合国際学研究科の各教授会構成員並びに留学生日本語教育センター運営委員会構成員並びに保健管理センターの教員のうちから、室長の推薦に基づき学長が指名する者 若干名

(3) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 前条第2号及び3号の相談室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談室員の任期の末日は、当該相談室員を指名した学長の任期の末日とする。

2 前項の相談室員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談室員の役割)

第5条 相談室員の役割は以下のとおりとする

(1) 相談室員は、相談業務又はカウンセリングに従事する。

(2) その他室長が必要と認める業務を行う。

(室長)

第6条 相談室に室長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

2 室長は、相談室の業務を掌理する。

3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長の指名する相談室員が代行する。

(学生相談室会議)

第7条 相談室の業務を円滑に実施するため、学生相談室会議を置く。

2 学生相談室会議は、室長、相談室員をもって組織する。

(学生相談窓口)

第8条 相談室に、学生支援に係る相談事業の円滑な実施を図るため、学生相談窓口（以下「窓口」という。）を置く。

2 窓口は、学生から次に掲げる事項について、助言し、または適切な相談室員等との調整を行う。

- (1) 学生生活に関すること。
- (2) ハラスメントに関すること。
- (3) メンタルヘルスに関すること。
- (4) その他学生生活全般に関すること。

3 窓口次に掲げる職員を配置する。

- (1) カウンセラー
- (2) インターカー
- (3) インターカー補助職員
- (4) その他必要な職員
(守秘義務)

第9条 相談室員及び窓口配置する職員は、業務上知り得た個人の情報を漏らしてはならない。当該業務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 相談室に関する庶務は、関係部局の協力を得て学生課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学学相談室運営細則（平成22年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年7月3日から施行し、改正後の東京外国語大学学生相談室規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

2 この規程施行の際、改正前の国立大学法人東京外国語大学学生相談室規程第3条第2号及び第3号の規定により選出された委員は、この規程により選出されたものとみなし、その任期は、改正後の東京外国語大学学生相談室規程第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。